# 令和4年度第4回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時:令和5年1月31日(火)

午前9:30~10:35

場所:箕面市役所本館2階特別会議室

## 日程第1 諮問事項について

予防接種に関する事務にかかる特定個人情報保護評価の再実施について

【担当:健康福祉部地域保健室】

## 【概要】

新型コロナワクチン予防接種の予診票の電子化委託を実施するにあたり、国へ公表している特定個人情報保護評価書の記載内容が変更となることから、再実施を行う。その第三者点検として、個人情報保護条例第11条の規定により本審議会の意見を聴くものである。

# 【質疑応答】

- 委:①特定個人情報を利用しないのに、特定個人情報保護評価の再実施をする 理由はなにか。
  - ②【1. 予診票のパンチ入力委託】【2. 予診票の PDF 化委託】において、 庁内での委託業者による作業ではなく、わざわざ外部へ運搬した上で委託 先で作業させる理由は何か。運搬リスクは最小限にすべきであるが、その 必要性について検討したうえでこの手法をとったのか。
  - ③委託先として現事業者を選定した理由はなにか。 適正なセキュリティ対策が図られているか確認したうえで契約したか。
- 市:①予防接種に関する事務自体が、番号利用事務のため。 ②庁内で当該業務を行うためのセキュリティが確保できる場所が用意でき なかったため、セキュリティが確保できる委託先で作業する方法とした。
- 委:②について、委託業者が来庁して作業するという選択肢は検討したか。
- 市:検討した。予診票39万枚という量的問題も含め、庁内(総合保健福祉センター含め)での作業は難しいと判断した。
  - ③【2. 予診票の PDF 化委託】について、入札が済んでおり、現在業者選定中。
- 委: 尼崎市の USB 紛失事案があったように、個人情報の持ち出しは最小限にと どめなければならない。 持ち出すのであれば、所属長決裁のうえ厳重に持ち

出しをするなど、市の定めるセキュリティ対策基準のルールを必ず遵守すること。

委: 【2. 予診票の PDF 化委託】について、庁内で作業できるよう、再検討できないのか。

市:委託先で作業するという仕様での入札が完了しているため、今からの変更は難しい。また、作業方法については自治体 DX 推進部門とも協議を行ったが、庁内で作業を行う場合(機材の購入・派遣人員の確保が必要)、委託先で作業するよりも3倍以上の経費がかかること、また業務遂行までかなり時間がかかることから、事業の緊急性などを鑑み、検討の結果、外部での作業を選択した。

委:本来であれば、入札前に本件の妥当性を諮問すべきものではないか。

市: ワクチン接種に関する業務の特性から、緊急的に対応しなければならず、 各行程において審議会へ諮る必要性等を精査しきらないまま事業実施する にいたっている。今回、予診票の PDF 化委託を行うことでワクチン接種事 務の一連の作業が完結することから、包括して諮問させていただいた。

委:説明資料(P.1内下段)「予診票のパンチ入力」の詳細項目に、「氏名、住所、ワクチン種類、ロット番号等」とあるが、「等」とはなにか。

市:接種場所も含まれる。

委:審議会へ諮るのであれば、「等」とはせず、明確に書くべきである。

市:おっしゃるとおりである。

委:【1.予診票のパンチ入力委託】について、どのように業者選定をしたのか。プロセスを明確に示してほしい。

市:業者は「アトラス情報サービス株式会社」で、個人情報の持ち出しにかかる運送も同社である。選定理由は、既存の『予防接種台帳システム』保守委託業者であったためである。新型コロナ関係の委託については緊急随契が可能な旨、国から通知があったので随意契約を行っている。

委: それは業者を選定する理由にならないのではないか。先述の尼崎市の事案 の原因は、再委託業者の不祥事である。業者との契約のなかで、再委託についての事項を含んだ安全管理措置を講じた上でそれを担保できる業者を選定したのか。

市:確認した。再委託等はなく、運搬も間違いなく同社が行うこととしている。

委:【2. 予診票の PDF 化委託】について、スキャンした PDF データの正確性(原本とデータの整合性)はどのように担保するのか。

市:解像度の高いもので処理するが、かすれや読み取りできないものは、予診 票原本を職員が目視確認するようにする。

委:そういう意味ではない。PDF 化したあと、原本の内容と PDF データの内容が合っているかチェックが必要だが、その点はどういう運用にするのか。

市:予診票原本の枚数=PDF データの件数という方法で管理する。

委:記載内容はどのように確認するのか。例えば、「1」が「I(英字のアイ)」 となってしまう等が考えられるが、データの正確性については、情報管理部 門がチェックソフトなど使用してチェックするべきだと考える。

市: AI-OCR のように画像を読み取って文字化させるのではなく、画像として PDF 化する。ファイル名のみ文字認識させる。

委:このデータは原本として扱うのか。

市: そうである。

※後日、担当課室へ確認※

委託業務終了後、予診票(紙原本)は市へ返却されるため、PDF 化されたデータはあくまで副本扱いである。

委: それであれば、データの正確性は 100%担保すべきである。

委:「アトラス情報サービス株式会社」の適正性はどう判断したのか。仕様書 上、安全管理措置は担保されているのか。検討過程のプロセスを教えて欲し い。

市:委員の求めている基準に合致しているかはわからないが、予防接種台帳の 保守委託受託業者であり、また、本市の他部署における個人情報を含むシス テムの関連の受託実績などにより委託する業務を履行できる業者という認 識のもと、選定している。仕様上において定めた各種セキュリティ対策の遵 守(作業者の特定や入退室管理、暗号化された成果物の納品、搬送時の施錠 等)を行っていることは確認している。

## ~担当室、退室~

## <意見>

(本件だけではなく、市全体への提言も含む)

委:尼崎市の事案は、市・委託業者ともに、基本的なルールを守っていなかったことが原因である。市の情報セキュリティポリシーで規定された持ち出しのルールを厳格に守ること。また、業者選定のプロセスを明らかにすること。 今回は諮問はあるべき形ではないため、厳しく検討すべきと考える。

委:外部委託する際の業者選定においては、プロセスを明確にし、厳格に守る こと。また、審議会への諮問手順は遵守するように。

委:総務省が「情報セキュリティポリシー」を3月に改定したが、その中で重点をおいている項目が「委託先の安全管理措置」である。業者選定チェックリスト案も作成しているようなので、そういったものを利用しながら、市として適正な管理をしてほしい。

他自治体から同様の諮問を見受けられないことから、今回箕面市が諮問をあ

げたこと自体は前向きに評価できる。今まで個人情報について厳格に取り扱ってきた本市の経緯も含め、これを期に全庁的な見直しを希望する。

委:審議会への諮問手順は遵守するように。

委:入札前の審議会への諮問が妥当ではあるものの、ワクチン接種事務の特性 (緊急的に、早急に実施しなければならないもの等)は十分考えられるため、その点は考慮してもよいかと思われる。

事:ご指摘いただいた「審議会への諮問手順」について、現行条例で、諮問すべき事項を条例第11条〈電算処理〉としているところ、電算処理関係以外の委託業務については、事務局としてもキャッチアップしきれていない。本件は、条例第11条のうち〈特定個人情報保護評価の再実施にかかる第三者点検〉に従って、諮問している。本来であれば事業開始(入札等)までに諮問すべき案件であったが、急遽事業担当室より情報提供されたもののため、追認にはなるが諮問させていただいた。

委:理解した。委託先の安全管理措置等については、国の個人情報保護委員会 (以下、「PPC」)の立入検査で今後厳しく確認されるかと思う。また、 今般の保護法改正によって、PPC は保有個人情報を「利用」していく方向 で法改正を行った。委託等含め、市の安全管理措置のルールを遵守して欲 しい。

委:別件にはなるが、個人情報が漏えいした際に「本人通知制度」というものがあると聞いた。

委:「本人通知制度」自体は事前の登録が必要であり、登録した対象者にのみ 通知される制度である。

事: 改正法では個人情報の漏えい等があった際に、個人の権利利益を害するお それが大きい場合は、本人へ通知する規定がある。

#### 【答申】

適切であると判断する。

付帯意見:①審議会への諮問手順を遵守すること

②個人情報の外部への持ち出しについては、セキュリティポリシーを 遵守し、委託先での安全管理措置を徹底すること。

## <提言>

- ①審議会への諮問手順を遵守すること
- ②個人情報を取り扱う外部委託の業者選定については、セキュリティ要件を明確にするなど、適正に判断できるような検討プロセスを職員に把握させること

# 日程第2 その他

事務局から、次回開催(保護法改正に伴う保有個人情報の安全管理措置要綱(案)・庁内の目的外利用等のルールの方向性について)の案内をした。